

災害時等における京都府警友会の協力について（通達）

最終改正 令和6.3.8 例規務第3号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

京都府と京都府警友会が、災害時等における警友会の協力に関する協定（以下「協定」という。）を締結したことに伴い、みだしのことについて下記のように定め、平成21年12月8日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、京都府災害救援専門ボランティアによる後方支援活動の実施について（平成10.4.23：10京備一第289号、10京地域第268号）の例規通達は、廃止する。

記

1 趣旨

この通達は、協定に基づき、災害時等（自然災害、大規模事故、武力攻撃事態等のほか、府民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合をいう。）において、大量の警察官が災害警備活動等に従事するため手薄となる警察署、交番等における警察活動に対する京都府警友会（以下「警友会」という。）の協力（以下「協力活動」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

2 協力要請の手続

- (1) 警察署長は、協力活動が必要であると認めるときは、当該活動の期間、場所、人数、内容その他必要な事項を示して、警察本部長に上申（警備第一課長経由）するものとする。
- (2) 警察本部長は、協力活動が必要であると認めるとき又は前記2の(1)の上申があったときは、知事に連絡の上、文書により、警友会に対して協力を要請するものとする。

なお、事態が緊迫するなど文書によることができない場合は、口頭により要請し、事後において、速やかに文書を送付するものとする。
- (3) 警察本部長は、警友会から要請に応じる旨の連絡を受けたときは、当該要請により派遣される警友会の会員（以下「派遣会員」という。）の協力活動の場所を管轄する警察署長（以下「活動地管轄署長」という。）に対し、協力活動に関して必要な事項を通知するものとする。
- (4) 警察本部長は、協力の要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、知事及び警友会に通知するものとする。
- (5) 活動地管轄署長は、協力活動を終了させたときは、速やかにその旨を警察本部長に報告（警備第一課長経由。以下同じ。）するものとする。
- (6) 警察本部長は、前記2の(5)の報告を受けたときは、速やかに知事及び警友会に通知するものとする。

3 協力活動の内容

派遣会員が行う協力活動の内容は、協定に基づき、警察署、交番、駐在所、避難所等において、次に掲げる任務に従事する。

- (1) 地理案内
- (2) 拾得物件及び遺失届の警察官等への取次ぎ
- (3) 住民の困りごと、意見、要望等の聴取及び住民に対する助言

- (4) 事件又は事故の発生時における警察官等への連絡
- (5) その他協力活動に必要と認められる事項

4 協力活動上の留意事項

活動地管轄署長は、協力活動に際しては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 派遣会員に対し、円滑な協力活動が行えるよう、活動内容を具体的に説明し、協力活動に必要な資機材や情報等を提供すること。
- (2) 協力活動の内容に応じ安全を確保すること。
- (3) 派遣会員が協力活動中に取り扱った事案について、確実に報告及び引継ぎを受けること。
- (4) 派遣会員が協力活動中に知り得た事項について、秘密の保持を厳守させること。

5 負傷時等の措置

- (1) 活動地管轄署長は、派遣会員が、協力活動中に死亡し、負傷し、疾病にかかり、若しくは障害の状態となったとき又は第三者に損害を与えたときは、直ちにその旨を警察本部長に報告しなければならない。
- (2) 警察本部長は、前記5の(1)の報告を受けたときは、速やかに知事及び警友会に通知するものとする。

6 教養の実施

警察署長は、平素から、管内に所在する警友会支部と緊密な連携を保つとともに、警友会支部の会員に対する協力活動に係る教養に努めるものとする。

7 その他

この通達の実施に関する細部事項は、警備部長が関係部長等と協議の上、別に定めるものとする。